

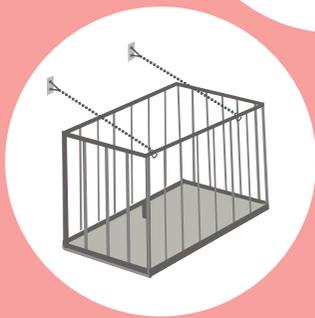
災害時の ペット対策 ガイドライン

震災編

いざという時に備える、みんなの防災

このガイドラインでは、震災時におけるペットの飼い主と地域防災拠点の基本的な対応をまとめています。

いざという時に人もペットも守れるよう、
日頃から災害に備えておきましょう。



横浜市

目次1 平常時の備え

飼い主編

P4へ

① 自宅の減災対策



P4へ

② 避難用品の備蓄



P4へ

③ ペットの 預け先の確保



P5へ

④ 飼い主の 明示



P5へ

⑤ しつけ



P6へ

⑥ 健康管理



P6へ

⑦ 避難場所・ 避難経路の 確認



P7へ

地域防災拠点編

P8へ

① 一時飼育 場所の設定

P8へ



② 飼育ルール の設定

P9へ



飼い主と地域の連携編

P10へ

① ペット 同行避難 訓練

P10へ



② 飼い主同士の 協力体制 (飼い主の会結成)

P10へ



目次2 発災時の対応

地震発生！

安全確認と避難準備 P11へ

自宅に倒壊や火災の危険があるか？

なし

あり

ペットと一緒に自宅で
避難(在宅避難) P11へ

人とペットが
同じ場所に
避難

人とペットが別の
場所に避難

PET HOTEL
ペットの
一時預け先等
P11へ

ペット・補助犬とともに避難所へ

親戚・
知人宅等

地域防災拠点※

※地域防災拠点とは？

一時
飼育場所の
開設・運営
P12へ

身体障害者
補助犬の
取扱い P13へ

目次3 横浜市の動物救援体制

①横浜市災害時
動物救援本部

P14へ

②動物救援
センター

P14へ

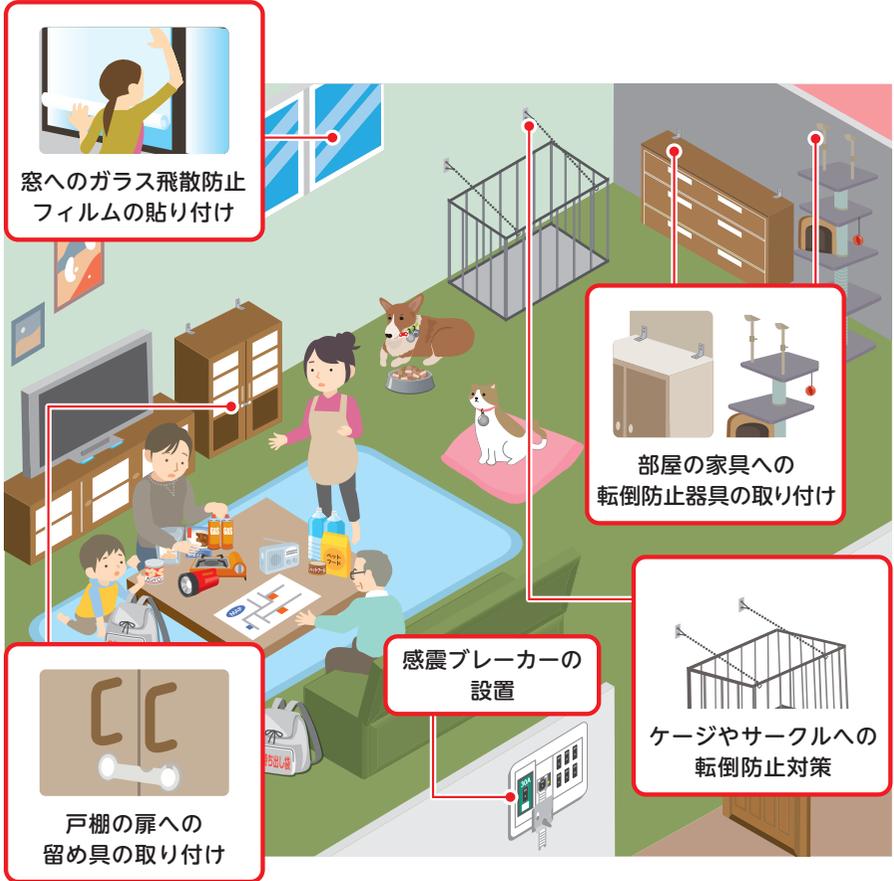
③動物救援病院

P15へ



01 | 自宅の減災対策

家族やペットを守るため、もしもに備えて、家具の転倒防止など、自宅の減災対策を進めておきましょう。



02 | 避難用品の備蓄

地域防災拠点には、フードやケージ等、ペット用品の備蓄はありません。

また、支援物資が届くまでには相当の日数を要します。

そのため、ペットと避難する際に使用するキャリーバッグやケージとともに、少なくとも**5日分以上**（できれば7日分以上）のフード等を入れた「ペット用非常持出袋」を準備しておきましょう。

ペット用非常持出袋の中身

- フード、水、食器、薬 …… 少なくとも5日分以上（できれば7日分以上）
- ペット用品 …… ペットシート、新聞紙、リード、糞尿の処理用具、タオルなど
- ペット手帳 …… 飼い主の連絡先、ペットの写真、ワクチン接種状況、健康状態、治療中なら治療内容、服用中の薬や検査結果など



point

**ローリングストックを
しましょう！**

普段与えているフードやペット用品を多めに買って置き、消費したら補充することで、常に一定量が備蓄されている状態に。





03 | ペットの預け先の確保

あらかじめペットの一時預け先を検討しておくことが大切です。

特に、大型の動物、危険な動物、専用の飼養設備が必要な動物*をペットとして飼育している人は、災害が発生してから一時預け先を探すことが非常に困難です。

必ず事前に確保しておきましょう。

※動物の愛護及び管理に関する法律により、特定動物として指定されている動物については許可を受けた飼養施設で飼育する必要があります。

ペットの一時預け先

- ペットが慣れている親戚、知人
- 動物病院
- 民間団体の施設など

※後日トラブルが生じないよう、条件・期間・費用など、事前に確認しておきましょう。

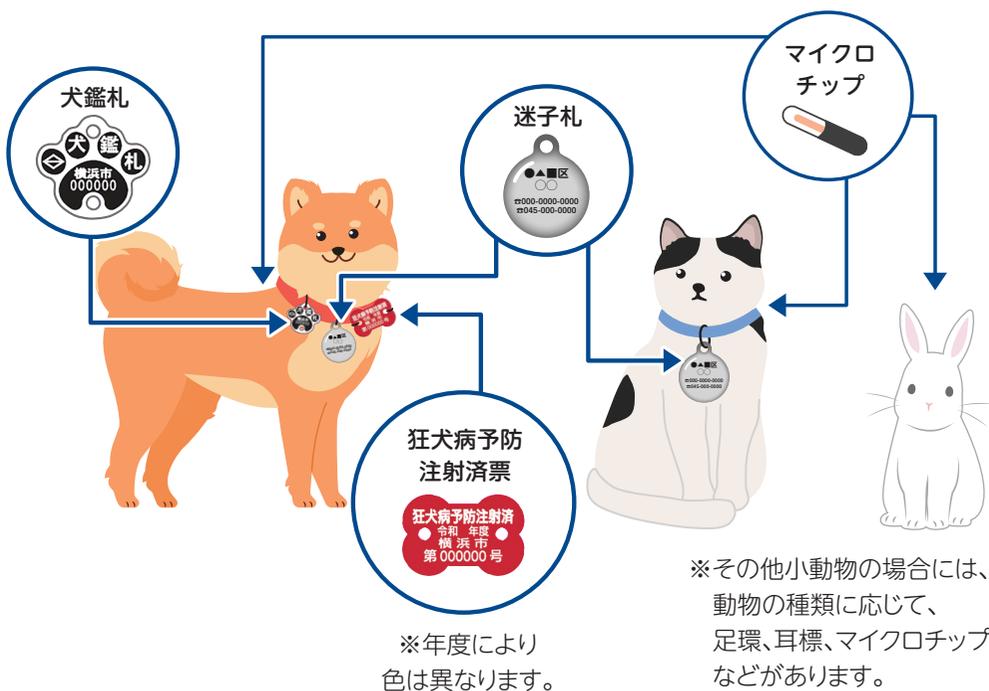
※複数の預け先を念のため探しておきましょう。



04 | 飼い主の明示

災害時の混乱の中では、ペットと離ればなれになってしまうこともあります。迷子になった動物を捜す時や保護された時、必要となるのが飼い主を識別できる情報です。

大切なペットのために、飼い主の明示を徹底しましょう。



Point

犬の鑑札と狂犬病予防注射済票の装着は、災害の発生にかかわらず**狂犬病予防法で飼い主の義務**となっています。





05 | しつけ

地域防災拠点でのトラブルを防ぎ、他の避難者に迷惑をかけないためにも、日頃から基本的なしつけをしておきましょう。しつけにより避難時の移動がスムーズになるだけでなく、滞在時のペット自身のストレスを軽減することにもつながります。



いざという時に役立つ！ しつけ五箇条

- キャリーバッグやケージに慣れさせておきましょう。
- 他の人や動物との接し方を学ばせておきましょう。
- 無駄吠えや飛びつきなどの行動を抑える練習をしましょう。
- 様々な音や物に慣らしておきましょう。
- ペットの身体のどこでも触れるようにしておきましょう。



環境の変化に
対応できるように
学ばせる

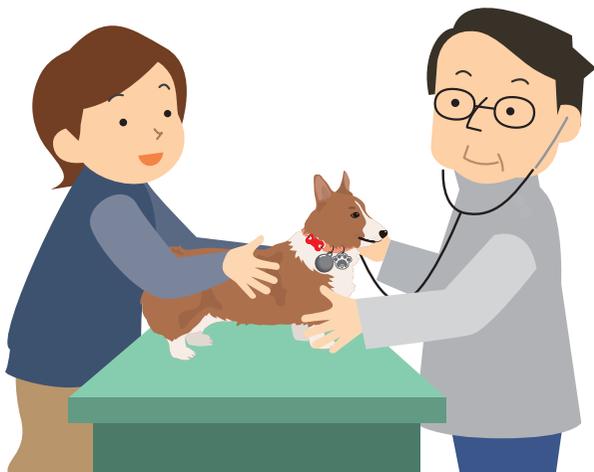


ケージに
慣れさせる

06 | 健康管理

- 狂犬病予防接種や混合ワクチン接種を定期的に行いましょう。
- ノミ・ダニの駆除も忘れずに。

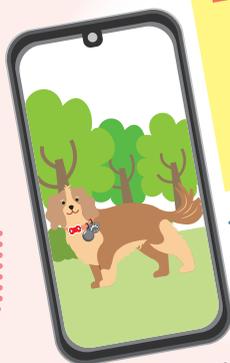
ふだんから定期的な
健康チェックを！





ペット手帳やスマートフォンなどに以下の情報を記録しておきましょう

- ペットの写真
- ワクチン接種状況
- 健康状態・治療中の内容
- 服薬中の薬・検査結果
- 飼い主の連絡先



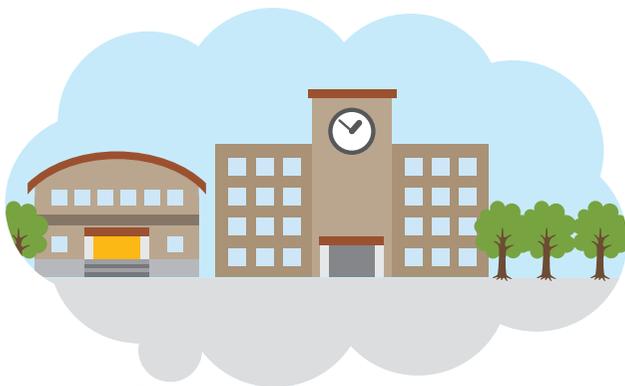
ペットと飼い主の
安心手帳



07 | 避難場所・避難経路の確認

発災時にペットと同行避難するために、事前に地域防災拠点のペットの受け入れ体制を確認しておきましょう。

また、避難経路も、ペットを連れて移動できるルートを複数把握しておきましょう。





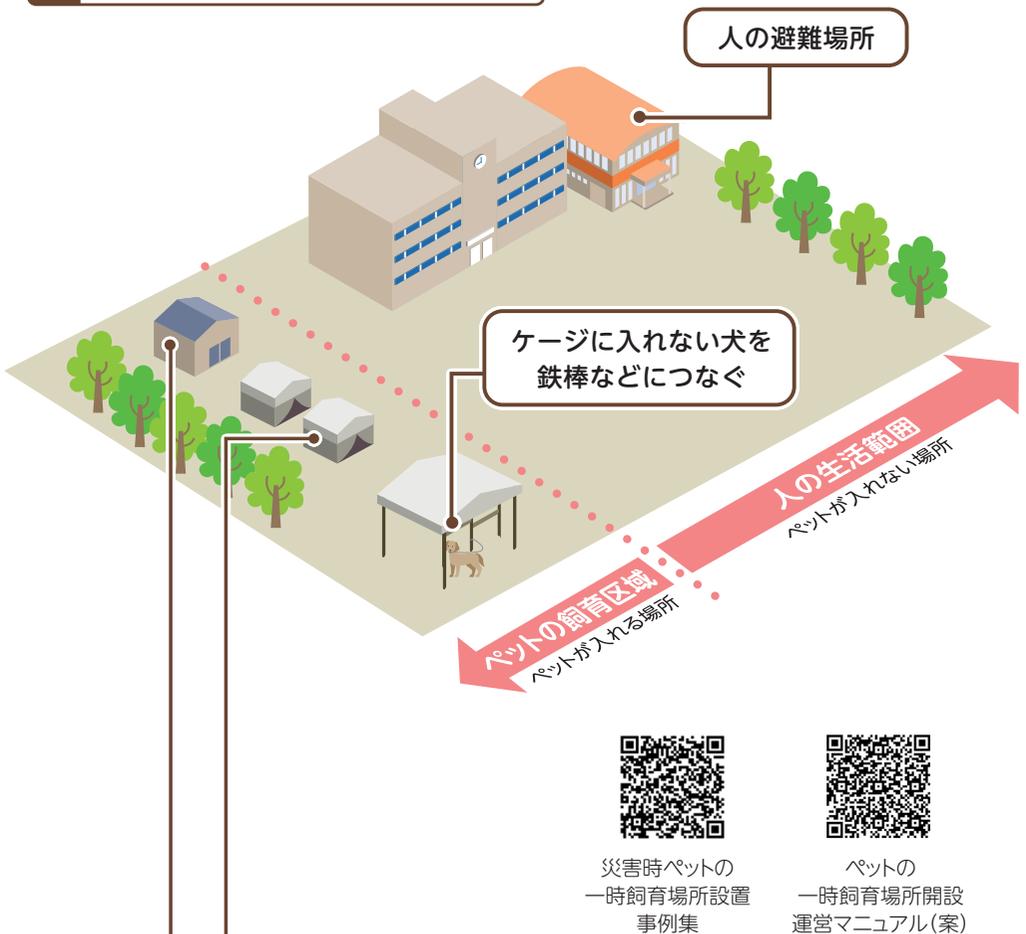
地域防災拠点は、多くの避難者が共同で生活を送る場所です。

各拠点の拠点運営委員会は、あらかじめペットと同行避難してくる人を想定し、ペットの一時飼育場所を設定することで、他の避難者とのトラブルを防ぐことができます。

01 | 一時飼育場所の設定

避難者とペットの住み分けや動線の分離を考慮した上で、あらかじめ学校敷地内(可能であれば雨や風をしのぐことができる場所)等にペットの一時飼育場所を設定しておきましょう。

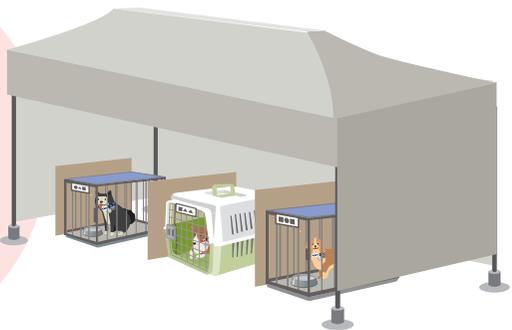
ペットの一時飼育場所(イメージ)



一時飼育場所 (イメージ)

ペットはケージで飼育します

ボードなどで仕切りや目隠しをします





02 飼育ルールの設定

ペットの飼育管理は飼い主が行いますが、他の避難者への配慮や飼い主同士のトラブル防止のため、各地域防災拠点の状況に応じたペットの飼育ルールの設定が必要です。あらかじめ基本的なルールを決めておきましょう。

■受け入れ対象動物について

原則として、犬・猫・小動物(小鳥・ウサギ・ハムスターなど)など飼い主が安全かつ責任を持って管理することができ、拠点運営委員会が認める動物です。

それ以外の動物(大型の動物、危険な動物、専用の飼養設備が必要な動物など)は拠点での受け入れは困難です。

(※P5 ペットの一時預け先の確保 参照)



Column
コラム

ペット同室避難場所の整備

特別な事情があり、ペットと一緒に過ごすことが必要な人が、安心して避難することができるように、動物愛護センター等での同室避難場所の設置について整備を進めています。

▶ 同室避難場所(屋内等)



※個別テント等で仕切ります。

..... **同室避難とは**

屋内や屋外に専用テント等を設け、避難場所において飼い主とペットがともに過ごすことと本市で定義しました。

.....



01 | ペット同行避難訓練の開催

地域防災拠点での訓練に、ペット同行避難を想定した訓練（受入訓練など）も取り入れてみましょう。

Point

ペット一時飼育場所用開設キット （スターターキット）とは？



シートやロープなどの資器材に加え、ペット同行避難の受付に必要な初動対応カードや掲示物、記入様式などを収納したキットです。

■ 同行避難訓練でのチェックポイント

- ペット一時飼育場所用開設キット（スターターキット）の確認
- 同行避難者の受付の流れを確認
- 一時飼育場所は他の避難者への配慮ができているかを確認
- 一時飼育場所の飼育環境の確認
- 一時飼育場所でのペットの反応や行動の確認

02 | 飼い主同士の協力体制（飼い主の会（仮称）結成）

防災訓練などの機会を捉えて、飼い主同士で「飼い主の会（仮称）」を組織し、会の代表者を決めるなどして、飼い主同士の協力体制を築くことが大切です。

また、会のメンバーは、拠点運営委員会、地域住民など、さまざまな人の意見を取り入れながらルール作りを進めましょう。



飼い主の会（仮称）について

目的

一時飼育場所にいるペットの飼育・衛生管理などは、飼い主一人ひとりが責任を持って行います。

飼い主同士の協力体制を築くため「飼い主の会（仮称）」を組織します。

代表者の選出

「飼い主の会（仮称）」の中から、拠点運営委員会との連絡窓口となる代表者を決めます。

Point

- 代表者は、拠点のペット飼育ルールを守って飼育・衛生管理をするよう、会のメンバーに周知します。
- 代表者は、実際に災害が発生した時には、メンバーの意見を集約し、必要な物資の調達依頼などについて、拠点運営委員会との調整を行います。



※動物愛護センターのホームページに「ペットの一時飼育場所開設運営マニュアル（案）」を掲載しています。これも参考に、拠点運営委員会と相談しながら、地域の実情に合ったマニュアルを事前に作成しておきましょう。

ペットの一時飼育場所開設運営マニュアル（案）





安全確認と避難準備

家族やペットの安全、自宅や地域の被災状況を確認し、避難先や避難方法を判断します。

01 在宅避難（ペットと一緒に自宅で避難）

自宅に倒壊や火災の危険がなく、安全であれば、避難所よりも在宅避難の方が普段の生活に近い環境で過ごせます。

在宅避難中も地域防災拠点での受付をすることで、必要な情報や支援物資を受け取れます。

地域防災拠点で必要な情報や支援物資を受け取りつつ、自宅で避難生活を送りましょう。

Point

在宅避難のメリット

- ペットのストレス軽減
- プライバシーが確保できる
- 感染症のリスク軽減

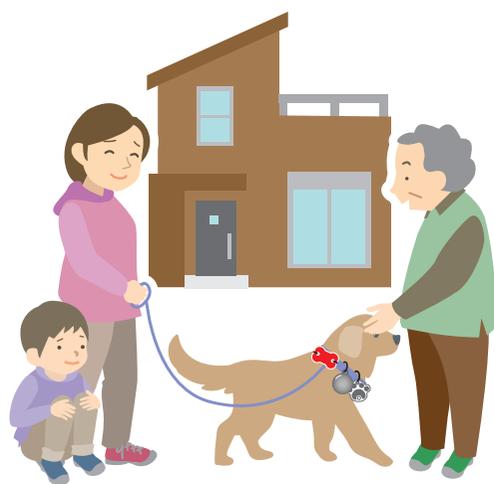


02 ペットを預けて避難（ペットの一時預け先）

あらかじめ確保しておいた一時預け先にペットを預け、飼い主は地域防災拠点で避難生活を送ります。

また、ペットを一時預け先に預けず、車の中で飼育する場合、特に夏場は熱中症予防が必要です。

車内の適切な温度管理や飲み水等の用意をして、こまめにペットの様子を見てください。



03 同行避難

在宅避難が困難で、一時預け先も見つからない場合、地域防災拠点へペット同行避難します。

※ペット同行避難とは、「飼い主がペットを連れて一緒に避難する行動」を示した言葉です。



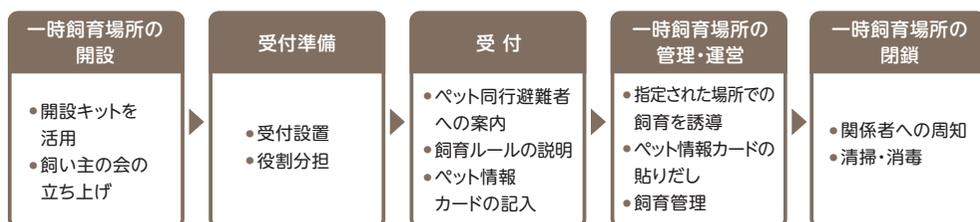


一時飼育場所の開設・運営

一時飼育場所の開設・運営は、同行避難をしてきた飼い主（飼い主の会）が中心となって行います。

飼い主同士で協力しながら、あらかじめ設定されていた場所にペット一時飼育場所用開設キット（スターターキット）を使用して、一時飼育場所を開設します。

同行避難者のペット受付や誘導、飼育ルールの確認などこれからの避難生活に向けて準備を進めます。



ペットの一時飼育場所開設運営マニュアル(案)や登録票などの様式はこちらからダウンロードできます



01 ペットの同行避難者（飼い主）同士の連携

ペットの一時飼育場所などにおいて、次のような事案が発生した場合は、飼い主の会を中心として飼い主同士が協力して解決してください。



事案の一例

- ▶ ペットの一時飼育場所において、適切な飼育・衛生管理がされていない場合（給餌・清掃・排泄物の処理など）
- ▶ 他の避難者からの指摘（臭い・鳴き声・抜け毛など）があった場合
- ▶ その他、拠点運営をするうえでペット同行避難に関連した事案など

02 飼い主以外の避難者への周知

飼い主以外の避難者に、地域防災拠点でペットが飼育されていることを周知します。また、ペットに起因する事故（咬みつき）などのトラブル防止のために、飼い主以外がペットの一時飼育場所に立ち入らないよう、注意を呼び掛けてください。

※避難者の受入時や掲示などで「ペットの一時飼育場所」があることを伝えてください。



03 区災害対策本部への連絡

飼い主の会の代表者(代表者がいない場合は飼い主)は、地域防災拠点でペット関連の物資が不足している場合、拠点運営委員会と調整してください。

拠点運営委員会は、調整結果を踏まえて区災害対策本部に必要な支援物資の要請をしてください。



ペットに関連する支援物資

飼い主は避難が必要になった場合に備え、ペット用の避難用品を必ず準備してください。被災状況によっては供給までに長期間を要する可能性があります。

▶ 支援物資の例

ペットフード、
ペットシートなど



▶ 地域防災拠点以外に避難している人(在宅避難・車の中での飼育など)への対応

支援物資の配給を希望する人については、拠点へ避難して来た方と同様に配給対象として計上します。

また、支援物資の情報などが、拠点を訪れた人に伝わるよう、必要に応じて掲示などで周知をしてください。

拠点運営委員会は地域防災拠点に次のようなペットがいる場合は、区災害対策本部に連絡してください。

- 飼い主のわからないペットがいる場合
- 飼い主が被災したことによって、飼育困難なペットがいる場合

身体障害者補助犬の取扱い

身体障害者補助犬法で定める「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」(以下「補助犬」という)はペットではありません。

被災者が補助犬を伴って避難してきた場合は、拒むことなく円滑に受け入れてください。



注意点

- 補助犬は訓練されていますが、環境の変化などにより神経質になっていることがあるため、不用意に触れたりしないよう、他の避難者に周知する必要があります。
- 避難者の中には動物が苦手な方や動物アレルギーの方もいます。そのような方への配慮をしたうえで、補助犬と使用者が過ごせる場所の確保などを、事前に検討してください。





01 横浜市災害時動物救援本部

大規模災害の発生時には、必要に応じて、公益社団法人横浜市獣医師会（以下「市獣医師会」という。）や動物愛護団体等で構成される横浜市災害時動物救援本部が設置されます。

横浜市災害時動物救援本部は、負傷した動物の応急処置や保護等を行うための動物救援センターの設置、救援物資やボランティアの調整等、動物救援活動の中心的役割を果たします。

横浜市災害時動物救援本部の構成メンバー

- 公益社団法人 横浜市獣医師会
- 公益社団法人 日本動物福祉協会横浜支部
- 神奈川県愛玩動物協会
- 特定非営利活動法人 神奈川動物ボランティア連絡会
- 公益財団法人 日本補助犬協会
- 公益財団法人 神奈川県動物愛護協会
- 一般社団法人 全国ペット協会
- その他趣旨・目的に賛同する団体等

※横浜市災害時動物救援本部の構成メンバーは、平常時には横浜市災害時動物救援連絡会として、発災時の対応について協議を行っています。

横浜市災害時
動物救援連絡会
ホームページ



02 動物救援センター

設置目的

大規模災害発生時には、飼い主とはぐれて放浪しているペットや、様々な理由により飼い主と地域防災拠点への同行避難が困難なペットが急増し、これらのペットを保護、飼育する場所が必要となります。

このような場合に横浜市災害時動物救援本部の判断により設置され、ボランティア等の協力により被災した動物の救援活動を行います。

主な活動内容

- 飼い主とはぐれて放浪しているペットの保護収容
- 被災のため飼育が困難になったペットの収容
- ペットに係る相談の受付
- 保護したペットの飼い主への返還
- その他横浜市災害時動物救援本部が必要と認めた業務



動物救援センター候補地

横浜市は大規模災害時に、以下の候補地を動物救援センターとして利用するための覚書を所有者の方と取り交わしています。

- 横浜市動物愛護センター（神奈川区）
- 公益財団法人 日本盲導犬協会 神奈川訓練センター（港北区）
- 公益財団法人 日本補助犬協会（旭区）
- 平和会ペットメモリアルパーク（青葉区）



03 動物救援病院

横浜市は、大規模災害発生時において、負傷した飼い主不明のペットの保護や治療について必要と認めた場合は、市獣医師会に動物救援病院[※]の運用開始を要請します。

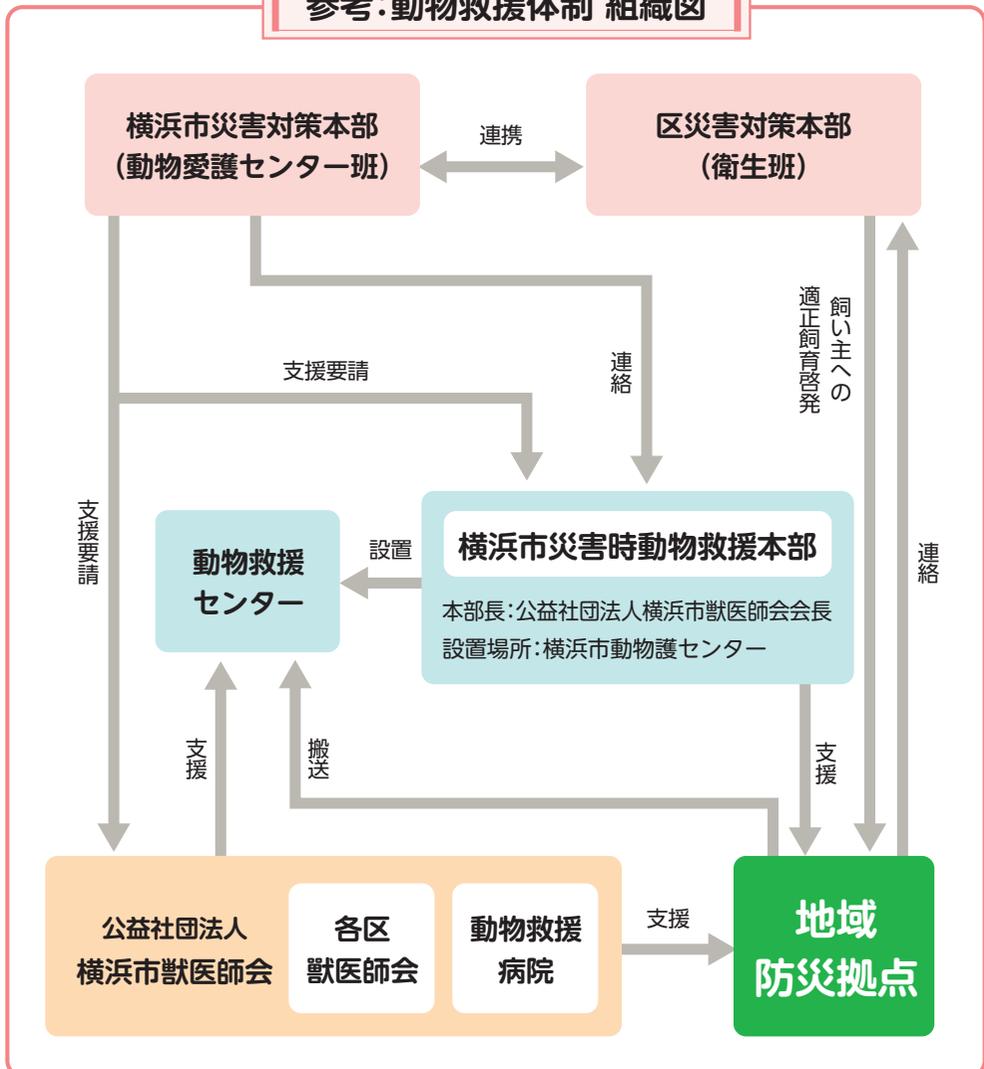
要請を受けた市獣医師会は、会員の動物病院を動物救援病院として、被災動物の一時保護と治療などの支援を行います。

※動物救援病院

横浜市は市獣医師会と動物救援病院での動物救援活動に関して「災害時の動物救援活動に関する協定」を締結しています。



参考：動物救援体制 組織図



横浜市 動物愛護センター

平成23年5月発行 令和8年2月改訂
〒221-0864 横浜市神奈川区菅田町75-4
電話:045-471-2111 FAX:045-471-2133

Q ▼ 横浜市災害時のペット対策 検索

※本冊子は、震災時の対応をまとめたものです。

台風など風水害時のペット対策については、動物愛護センターのホームページをご確認ください。

動物愛護センターホームページ「災害時のペット対策(風水害)」▶

